

島本町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(令和6年5月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車に乗車する際のヘルメットの着用を促進し、事故被害による頭部受傷の軽減を図るため実施する事業に対して島本町(以下「町」という。)が島本町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、島本町補助金交付規則(昭和45年島本町規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、ヘルメットとは、自転車に乗車する際に着用する新品の自転車用ヘルメットで、一般財団法人製品安全協会が定める安全基準に適合しているものその他これと同等以上の安全基準に適合していると町長が認めるもの(以下「ヘルメット安全基準」という。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 購入の日から申請の日までにおいて、本町に住民登録があり、現に居住している65歳以上の者であること。
- (2) 本要綱の施行日以降にヘルメットを購入したこと。
- (3) 島本町暴力団排除条例(平成26年島本町条例第8号)第2条第1号から第3号に掲げる者のいずれにも該当しない者。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、ヘルメットの購入費に2分の1を乗じて得た額とし、2,000円を上限とする。

- 2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 補助金の交付は、1人につき1個かつ1回限りとする。

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、島本町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) ヘルメット購入に係る領収書の写し(申請者の氏名、購入日、購入品名及び販売店名が明記されている)
- (2) 当該ヘルメットの保証書の写し(製造年月日及び保証期間並びに申請者の氏名及び住所が明記され、購入先の分かるもの)
- (3) ヘルメット安全基準に適合していることを証する書類又はSGマーク等が貼付されている箇所の写真
- (4) マイナンバーカード、運転免許証、保険証その他申請者の氏名、住所及び生年月日の記載がある公的機関が発行した身分証明書の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、提出書類等を審査し、補助金の交付の可否及び額を決定し、申請者に対して、補助金を交付する場合にあつては島本町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しない場合は島本町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた補助対象者があるときは、既に交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

島本町長 様

申請者 住 所 島本町
 生年月日
 氏 名
 電 話 ー ー

島本町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書

島本町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、必要書類を添えて補助金の交付を申請します。

自転車ヘルメット 購 入 品 名	メーカー名						
	品 名						
購 入 価 格							
補 助 金 交 付 申 請 額							
購 入 年 月 日							
補 助 金 振 込 先 金 融 機 関 名	銀行 金庫 農協	支 店 名	支 店 出 張 所				
	預 金 種 別	普通・当座	口座番号				
フ リ ガ ナ							
口 座 名 義							
<input type="checkbox"/> 内容を確認しました <input checked="" type="checkbox"/> チェックしてください		私は島本町暴力団排除条例第2条第1号から第3号に掲げる者のいずれにも該当しません。					

【添付書類】

- (1) ヘルメット購入に係る領収書の写し
 (申請者の氏名、購入日、購入品名及び販売店名が明記されているもの)
- (2) 購入したヘルメットの安全規格が確認できるもの (ヘルメットについている安全規格マークの写真、ヘルメットの説明書、保証書など)
- (3) 身分証明書の写し
 (マイナンバーカード(顔写真のある面)、運転免許証、保険証その他公的機関が発行した身分証明書
 証明書)

様式第 2 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

島本町長

印

島本町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました島本町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書を審査したところ、適当と認められるので、島本町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助交付決定金額 _____ 円

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

島本町長

印

島本町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました島本町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書を審査したところ、不相当と認められるので、島本町自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

決 定 し た 理 由	
-------------	--